3,000 以上 25,000 未満	（A ／ 1,000）× 6.9333 ＋ 4.67
25,000 以上 50,000 未満	（A ／ 1,000）× 2.40 ＋ 118
50,000 以上 100,000 未満	（A ／ 1,000）× 1.38 ＋ 169
100,000 以上 400,000 未満	（A ／ 1,000）× 0.43 ＋ 264
400,000 以上 900,000 未満	（A ／ 1,000）× 0.208 ＋ 352.8
900,000 以上	（A ／ 1,000）× 0.0286 ＋ 514.26

A ／ 1,000 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　各市町村の令和２年人口集中地区人口に、当該令和２年人口集中地区人口を各市町村の令和２年人口で除して得た率（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.80 未満となる市町村にあつては 1.00 を、当該率が 0.80 以上 1.00 未満となる市町村にあつては 1.05 を、当該率が 1.00 となる市町村にあつては 1.10 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［㈡～㈣　略］

［㈠・㈤　略］

［一～四　略］

五　法令に基づく行政権能等の差による地域区分

「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）及びその他の市町村、市町村の「その他の土木費」にあつては特別区、宅地造成等規制指定都市（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域を包括する指定都市をいう。以下同じ。）、その他の指定都市、宅地造成等規制中核市（宅地造成及び特定盛土等規制法第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域又は同法第二十六条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域を包括する中核市をいう。以下同じ。）、その他の中核市、施行時特例市、別表第三の三に掲げる建築主事設置市（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項又は第二項の規定に基づき建築主事を置く市（特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）をいう。以下同じ。）、同表に掲げる建築基準法第九十七条の二の規定により建築主事を置く市町村（以下「限定特定行政庁設置

3,000 以上 25,000 未満	（A ／ 1,000）× 6.9333 ＋ 4.67
25,000 以上 50,000 未満	（A ／ 1,000）× 2.40 ＋ 118
50,000 以上 100,000 未満	（A ／ 1,000）× 1.38 ＋ 169
100,000 以上 400,000 未満	（A ／ 1,000）× 0.43 ＋ 264
400,000 以上 900,000 未満	（A ／ 1,000）× 0.208 ＋ 352.8
900,000 以上	（A ／ 1,000）× 0.0286 ＋ 514.26

A ／ 1,000 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　各市町村の令和２年人口集中地区人口に、当該令和２年人口集中地区人口を各市町村の国勢調査令によつて調査した令和２年 10 月１日現在における人口（以下「令和２年人口」という。）で除して得た率（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 0.80 未満となる市町村にあつては 1.00 を、当該率が 0.80 以上 1.00 未満となる市町村にあつては 1.05 を、当該率が 1.00 となる市町村にあつては 1.10 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

［㈡～㈣　同上］

［㈠・㈤　同上］

［一～四　同上］

五　法令に基づく行政権能等の差による地域区分

「都市計画費」にあつては指定都市、中核市、施行時特例市（地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条の施行時特例市をいう。以下同じ。）及びその他の市町村、市町村の「その他の土木費」にあつては特別区、宅地造成等規制指定都市（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域及び同法第二十六条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域を包括する指定都市をいう。以下同じ。）、その他の指定都市、宅地造成等規制中核市（宅地造成及び特定盛土等規制法第十条の規定に基づき指定された宅地造成等工事規制区域及び同法第二十六条の規定に基づき指定された特定盛土等規制区域を包括する中核市をいう。以下同じ。）、その他の中核市、施行時特例市、別表第三の三に掲げる建築主事設置市（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項又は第二項の規定に基づき建築主事を置く市（特別区、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）をいう。以下同じ。）、同表に掲げる建築基準法第九十七条の二の規定により建築主事を置く市町村（以下「限定特定行政庁設置